

議案第 86 号

交野市下水道条例の一部を改正する条例について

交野市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 排水設備工事責任技術者の専属規制を緩和するとともに、下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市下水道条例の一部を改正する条例案

交野市下水道条例の一部を改正する条例

交野市下水道条例（昭和５３年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第６条の２第２項第２号中「専属」を「選任」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第３項第３号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第５号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の」を「責任技術者に係る」に改める。

第６条の３第１項第２号中「が１名以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第６条の４第１項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、大阪府内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第１１条第１項第１号ただし書及び第１１号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。